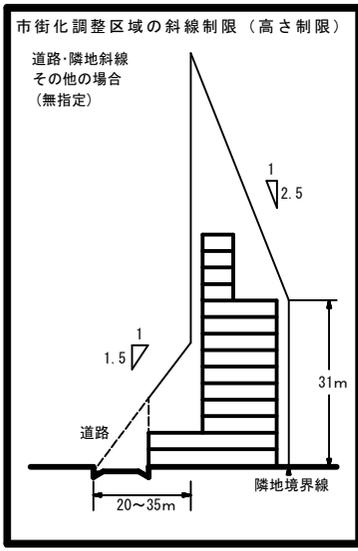
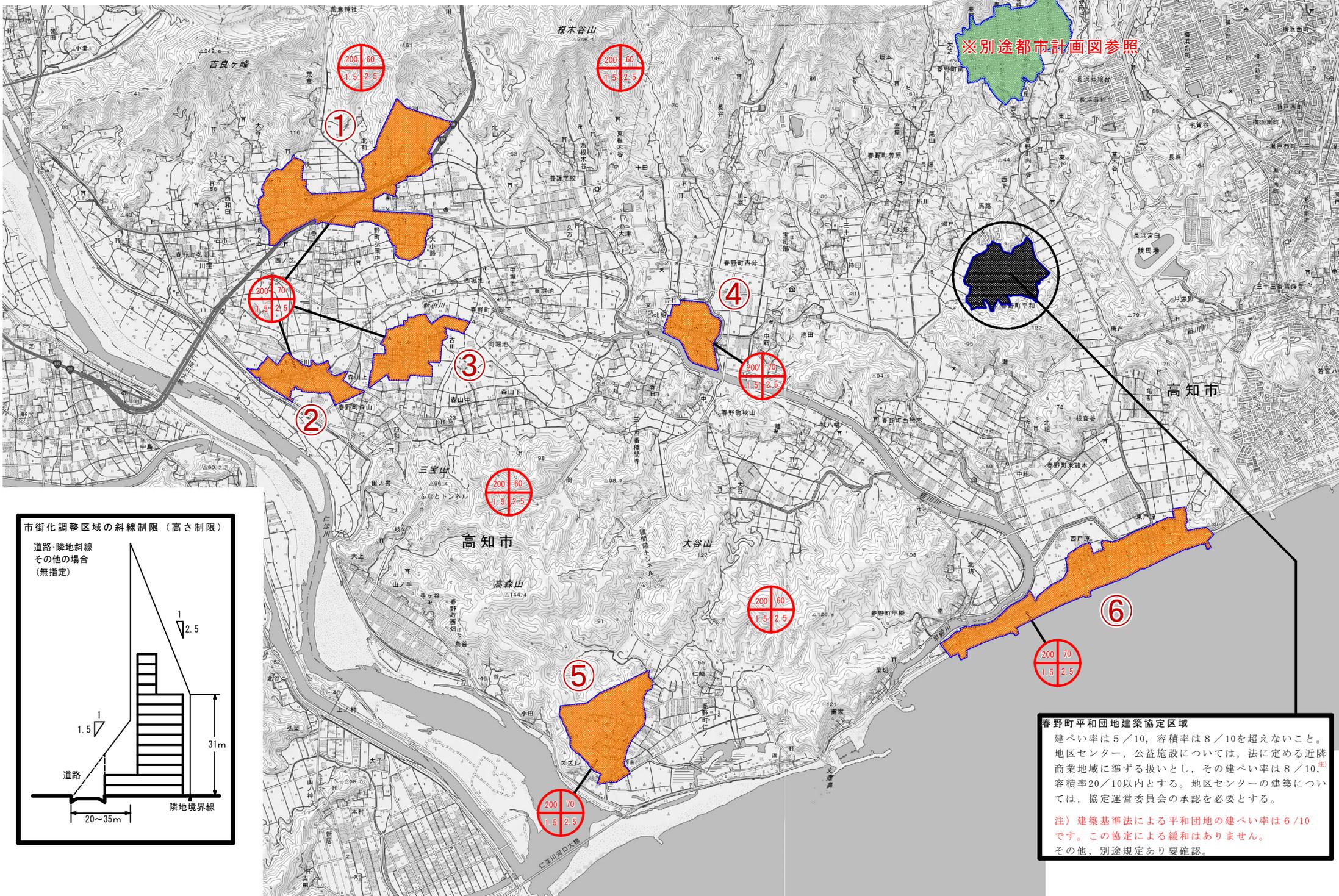


用途地域の指定のない区域の建築物に係る制限の指定

⑦ 用途地域有り
地区計画有り

※別途都市計画図参照



春野町平和団地建築協定区域

建ぺい率は5/10、容積率は8/10を超えないこと。
地区センター、公益施設については、法に定める近隣商業地域に準ずる扱いとし、その建ぺい率は8/10、容積率20/10以内とする。地区センターの建築については、協定運営委員会の承認を必要とする。

注）建築基準法による平和団地の建ぺい率は6/10です。この協定による緩和はありません。
その他、別途規定あり要確認。